

第5章：計画の推進に向けて

この計画を推し進めていくにあたり、次の3つの点について留意していくこととします。

（１）総合的な政策推進

第3章に示したとおり、住宅政策の課題の大きな部分が都市づくりに直接結びついたものとなっています。そのため、農村部過疎化対策や中心市街地活性化、若者定住、子育て支援などの重要な取り組みにあっては、行政各部門の総合力を発揮していくことが欠かせません。そのため、調整を専ら担う部局が主導しながら各部門の連携を強め、より効果的な力強い施策推進により、北近畿の都を目指した都市づくりを図っていきます。

（２）協働の重視

それぞれの住宅施策は、市民や企業と行政の協働による推進・展開によって取り組まれるべきものです。行政はもとより、関係各主体がそれぞれの役割を最大限に発揮しつつ連携し、地元まちづくりの展開を促進するなかで、市民の住生活向上を図っていくこととします。

（３）国・府等との連携強化

施策・事業の実施にあっては、法制度や税制など地方自治体が単独で応じることができない課題が含まれることから、国や京都府等による支援が不可欠です。また、近隣市町との連携のもとで、地域の政策課題に応じた制度・施策を生み出していくことも重要です。そのため、本市の課題を踏まえた的確な取り組みとなるよう、関係各機関との積極的な情報交換に努めます。

